

令和6年度 第3回 八尾市廃棄物減量等推進審議会会議録

日 時：令和6年11月26日（火） 開会：10:00 閉会：11:40

場 所：八尾市水道局4階大会議室

出席者：委 員（学識委員）花嶋委員、鈴木委員、吉川委員、石村委員、川本委員

（民間諸団体の代表者）岡田委員、菅委員、森川委員、丸山委員、

岩田委員、窪田委員

（公募市民委員）伊藤委員、笠原委員、北山委員、前田委員、向井委員

事 務 局 植島環境部長、魚住環境部次長、

（八尾市）北村環境部次長兼環境保全課長、西村環境事業課長、高谷環境施設課長、

林田環境部参事、主井循環型社会推進課長、戸取循環型社会推進課長補佐、

前田循環型社会推進課一般廃棄物指導室長、鈴木循環型社会推進課減量推進係長

欠 席 者：（民間諸団体の代表者）村竹委員、佐原委員、中野委員、寺西委員

議 題：八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の見直しについて

配布資料：・令和6年度第3回八尾市廃棄物減量等推進審議会次第

・八尾市廃棄物減量等推進審議会委員名簿及び事務局名簿

・資料1 八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）【改定計画】（案）

・別紙参考資料（第2回審議会意見集約資料）

（議事概要）

※事務局より、出席委員及び八尾市職員の紹介後、委員の過半数の出席により審議会が成立していること、審議会の公開、会議資料及び会議議事概要等の公開を市HPにて後日行うことを報告。

1. 議題

事務局より、資料1「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の【改定計画】（案）」及び参考資料（第2回審議会意見集約資料）の内容について説明。

◆資料1 八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）【改定計画】（案）について。

- ・現行計画に追記・修正を加えた箇所については、資料内に網掛けで示していることを説明。
- ・主な追記内容は、令和2年度から令和5年度までの実績とグラフ等、第5章に食品ロス削減推進計画を新設とし、その他、資料編や全体の事務的な文面等について追記する旨を説明。

◆参考資料（第2回審議会意見集約資料）について

- ・台風の影響により書面開催となった第2回審議会における各委員からの意見と、市の考え方等について説明。
- ・第2回審議会の以下の4項目について、各委員の意見と市の回答、考え方について説明。
 - ①令和5年度のごみ処理状況について
 - ②八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の見直しについて
 - ③食品ロス削減推進計画について
 - ④その他、計画改定全体について

【質疑等】

Q：7月から、家庭ごみの委託業者の収集が始まったが、ごみの取漏れが多いように感じている。

自分の地域の可燃ごみは委託業者が取りに来るが、八尾市は市民の協力のもと、ごみの8種分別制度が定着しており、直営収集の場合、正しく分別できていないごみには啓発シールを貼って収集しないようにしていると思うが、委託業者の回収の様子を見ていると、分別できていない可燃ごみで収集しているように思う。

人員についても、7月は3人体制で収集していたが、今は2人体制で収集している。

委託業者にも直営収集と同じ水準での分別収集を行ってほしい。【市民委員】

A：八尾市では、市民の皆様のご協力のもと、ごみの8種分別指定袋制を実施し、ごみの減量の取組を進めている。

ごみの収集委託については、令和6年7月から一部実施を開始しており、業務委託の仕様書の中で、まちがいごみなどについては、直営収集と同様の、分別指導・啓発を委託業者から行う仕様になっている。

市からも委託業者に対して、場合によってあらためて対応はさせていただくこともある。

【環境部次長】

・意見（市民委員）：家庭内で余っている指定袋について

家庭内で余っている家庭用指定袋の返却について、高齢化が進んでいるため、市役所や出張所へ持っていけないという意見がある。

町会を活用して、1枚の回覧やチラシでもいいので、指定袋を返却できる場所の周知啓発をもっとしてほしい。市役所や出張所以外の近くに出せる場所の設置を検討してほしい。

・意見（市民委員）：家庭用指定袋の配付方法について

家庭用指定袋の配付方法について、南山本地区で180世帯ほどの町会を取りまとめているが、それぞれの家庭ごとに余っている袋を持ちより、町会の特定の場所に、指定袋を種類別に集め、必要な数量を必要な分だけ持って帰る取り組みを行っている。（市に相談の上、実施している。）

町会内で周知して実施しており、各世帯が必要な分量を取りにきてもらえており、通常の配付量は半年分の基本セットが180セット必要であるが、実際には70セット分の余りが生じたため、次の配付に活用し、市からの配付数も減らしてもらい、半年分の排出曜日カレンダーだけをまとめて送付してもらえるように相談している。

・意見（市民委員）：資源物の抜き取り行為について

資源物の抜き取り行為への対応について、有価物集団回収の回収品目として、町会内でアルミ缶等は集めるようにし、通常の収集日には排出しないようにしている。

Q：海洋プラスチックごみ・マイクロプラスチックごみについて世界的に問題となっていることがテレビでも報道されているが、八尾市でも、やおプラスチックごみゼロ宣言をされているが、どのような取組をされているのか。【市民委員】

A：マイクロプラスチックや海洋プラスチックごみの問題が世界的にも深刻な問題となっていることについては把握している。

本市の8種分別の中でプラスチックごみについては、容器包装プラスチックとして排出されるものと、可燃ごみとして排出される廃プラスチックや製品プラスチックを含むプラスチックごみなどがあるが、家庭から出るごみ、もしくは自分が出すごみがどのように処理されているのかということをもっと認識してもらえるように、効果的な周知啓発を行うことが必要だと考えている。

【循環型社会推進課課長】

・意見（市民委員）：資源物の抜き取り行為について

資源物の抜き取り行為への対応について、市の巡回パトロールや、啓発指導の効果もあり、自分の地域では減ってきているように感じている。

資源物の抜き取り行為については、市民の方からの情報をもとに定期的に巡回パトロールを行い、抜き取り行為者へ直接、指導啓発を行っているが、人員の問題もあるため、関係機関とも連携しながら、継続的に実施していく。【循環型社会推進課課長】

・意見（市民委員）：不法投棄について

家の前の道路等に自転車などを不法放置され、通行の妨げになることがある。

自転車等の不法投棄による道路の不法占拠に対する対応については、環境部局だけでなく、道路管理部局が対応する場合もあるため、市全体で対応を行っている。【循環型社会推進課課長】

Q：ごみ収集委託業者の収集漏れ等について自分の家の周りの一部だけが収集されていない場合がある。委託業者も適正に収集作業を行ってくれているが、できるだけ回収漏れがないように指導してほしい。【市民委員】

A：委託業者による、ごみの収集漏れについては、委託業務の仕様書の中にも、再度収集を行うように記載しているが、直営収集、委託収集ともに、一定数の収集漏れは生じている。

朝の8時半までに排出するようにお願いをしているが、時間のタイミングが合わなかったり、様々な事情があって、収集漏れになる可能性もあるため、収集漏れ等があった場合には、環境事業課に直接ご連絡いただくことで、時間にもよるが、その当日もしくは翌日に収集を行っている。

【環境事業課課長】

Q：家庭内での植木等の土の処分方法について、隣の方が高齢で亡くなられて、植木等で使っていた土の処分について困っている。

第5水曜日の埋め立てごみとして、土は排出してもいいのか。【市民委員】

A：土の廃棄については、再利用をお願いしており、市での収集・処理は行っていない。

【環境事業課課長】

・意見（学識委員）：家庭用指定袋の無料配布制度について

これまでも家庭用指定袋の無料配布制度については議論されてきたと思うが、行政の方も、住民の皆さんも、審議会委員の皆さんも疑問に思っている部分もあるかなというふうに感じている。

基本計画の中で、ごみの削減やリサイクルについて各施策を策定している一方で、全市民に指定袋を無料で無償で配付してしまうと、ごみを減らすインセンティブがなくなってしまい、プラスチックごみゼロ宣言をしている一方で、大量の指定袋を作成し、市民に無料配布している現状は、矛盾した政策展開になってしまっていると感じている。

実際、各委員からも意見があったように、配付された指定袋が非常に余っている状態や、高齢化により配付や不要分の返却にも問題が生じていることは、今の時代に逆行するような政策展開をしてしまっていると感じている。

普段、ごみ問題について研究しているが、全国の市町村のごみ量や、減量政策の状況についてはデータを扱うことが多いが、現状では、ごみ袋の有料化は全国の約 66%の市町村が実施している。

ここでいう有料化というのは、通常のホームセンター等での市販のごみ袋よりも高い価格で、市町村が指定する指定袋を 1 枚当たり大体 45 円前後で販売し、個人が指定袋を購入してごみを出す制度を実施しているのが約 66%である。

最近だと東京 23 区などの大都市でも有料化の検討は行っている現状となっている。

残りの 34%は無料となっているが、ここでいう無料というのは住民の方が、スーパーやコンビニ等で、自分で透明や半透明などのごみ袋を購入してごみを出す制度を実施しているという意味の無料であり、人口の少ない町村ではなく、八尾市のように人口が 26 万人近い都市が指定袋を作製し、無料で配付している制度は全国でも非常に珍しく、おそらく日本だけでなく世界的に見ても、そういった都市はないと思う。

市の政策的に、住民の皆さんが納めた税金のうち、前回の審議会資料では約 2 億円程度の費用をかけて指定袋を作製し無料で配付している現状があるとのことだったが、例えばその費用を、福祉や教育、住民の皆さんが必要としている政策に使った方が、市全体としてはよくなるのではないかと感じており、今一度見直す必要があるのではと感じている。

指定袋を無料で配布することは、無駄なことではかもしれないが、市全体の政策の優先順位としては、他の政策に 2 億円を使った方が、市民の皆さんにとっても良いと感じており、政策の優先順位として検討する場合、どの政策の優先順位が高いのかということは検討が必要である。

世界的に見て、環境政策の中でも、プラスチック削減というのは、非常に重要な課題となっている中で、膨大な量の指定袋を作製し、無料で配付していることは、世界的な流れとしても逆行していると感じる。

長年続けてきた政策のため、すぐに見直すことは難しいことだとは思いますが、今後も続いていく中で、住民の皆さんに今一度、日本全体で有料化を導入している割合がもう 66%で、非常に多くなっているということ、その中で八尾市は、約 2 億円の税金をかけて、無償で指定袋を作製して配付しているという現状を周知して、政策を再検討してはどうかと思う。

今回の審議会としての答申というわけではなく、今後の政策の中での検討事項として検討していただければと考えている。

Q：7月からごみの収集が一部委託となっているが計画改定案の中の、ごみの収集体制の部分へ委託の記載がないが、市としては委託業務を実施していることをあまり知らせたくないという方針なのか。

事業系の廃棄物については展開検査等も実施していると思うが、委託収集の業者への展開検査も行っているのか。

今後の計画の中で、委託収集が増加していく計画なのか、示せるものがあれば記載してもよいのでは。【市民委員】

事業系ごみの収集については記載があるが、家庭系のごみの収集について、基本計画策定時は、直営収集だけであったが、現在は委託業者による収集が始まっており、そのことが記載されていないため、その部分は追記したほうがいいかと思うが。 （会長から意見の補足）

A：この「一般廃棄物処理基本計画」というのは、市としての、ごみ減量等の取り組みをどのように進めていくかの考え方であり、事務局案のとおりとしていた。

ご意見いただいた部分、資料1の9ページ目「(1) 家庭系ごみの収集概要」の冒頭に、現状の記載というところで追記したい。

なお、委託業者が収集したごみについても、いわゆる展開検査をすでに実施している。

【環境部次長】

Q：各委員から様々な意見があったが、7月から収集委託が収集車10台ほど入ったということで、直営で収集している部分と、委託で収集している部分ということで、市からは収集の手法は変わっていないという報告だったが、手法は変わらなくても、直営で収集している部分と、委託業者が収集している部分とで、サービスの差が出て来ているところが問題なのかなと思っている。

個別の様々な課題があるということだけで済まらずに、委託業者の収集エリアの部分で、ごみ量が増えたりすると、今後直営の部分と委託の部分とで、ごみの量が変わってくる可能性もある。

この審議会はごみの減量を推進する施策を検討する審議会なので、ごみをどう減らしていくかというところで、委託収集されるエリアが、今後ごみが増えていくことになれば、全く意味がないのかなと思っているので、今後、今の直営収集のエリアと委託収のエリアの、ごみの推移というのは検証していくのか。【団体委員】

A：八尾工場に搬入される量について、データ把握をしており、その中で、直営収集の搬入量、委託収集の搬入量というのも一定把握している。

ごみの減量、適正な分別を進めていくことは今までと同様に継続し、ごみ量の推移についても注視しながら検証できる方法については、検討していく。【環境部次長】

Q：家庭用指定袋の作製及び配送に係る費用について、約2億円の費用がかかっているとのことだが、その内訳について教えてほしい。【市民委員】

A：基本計画には処理費用という形でグラフを掲載しているが、第2回審議会資料の参考資料において、令和4年度の決算額で約1億8,400万円程度の費用であることを提示させていただいている。

入札で決定した委託業者により指定袋の作製と配送を行っており、製作と配送、保管、輸送、その他の事務経費合算した金額として 1 億 8,400 万程度の金額となっている。

費用については、原材料の高騰や人件費の高騰、輸送・配送に係る燃料費の高騰、為替の変動による円安の影響などにより、1 億 6,000 万から 1 億 8,000 万程度の範囲で推移している。

【循環型社会推進課長】

Q：ごみ収集の委託化について、収集委託を始めた理由は、経済的な考えなのか、行政の簡素化的な考え方なのか教えてほしい。【市民委員】

A：八尾市だけではなくて日本社会全体が少子高齢化、人口減少社会が進んでいる現状において、将来を見据えた中で持続可能な市の行政体制を検討した結果、委託収集の一部実施を開始している。

Q：この審議会のごみの減量施策について審議する審議会であるため、今後、市の環境行政に関する施策に変更等が生じる場合は、しっかりと情報の公開を行ってほしい。【市民委員】

A：現時点で環境政策について方向性を変えるということはないが、今後、審議会の中でご議論いただくような、政策の方法が変わるような状況になった場合には、審議会での審議をお願いすることになる。

現状は、環境政策における基本的な考え方については、何も変わっていないというところをご理解いただきたい。【環境部次長】

3. その他（今後の計画改定の進め方について）

◆会長より以下の点について説明し、全委員了承となった。

- ・年度当初に予定していた 3 回の審議会を終えたため、今回（第 3 回）の意見も踏まえ基本計画の改定案を答申として市長へ報告する。
- ・指定袋制度のあり方と資源物の抜き取りに関する課題は審議会からの付帯意見として市長へ報告する。
- ・審議会としての審議は今回で終了とし、今後の答申、計画改定案の内容については会長・副会長へ一任。

※上記 3 点について、全委員了承

◆事務局より今後の進め方について説明。【循環型社会推進課長】

- ・本日の審議会での意見を踏まえ、本審議会の答申等の内容については会長、副会長と協議の上、会長から八尾市に対して年内に答申をいただく。
- ・答申の内容を踏まえ、委員からの意見を参考にした上で、計画改定案を作成し、年明けに市民意見公募制度（パブリックコメント）を実施した後、年度内の 3 月中に改定計画の策定を行う。
- ・完成後の改定計画については、各委員へ送付する。

※審議会の閉会前に、植島環境部長より挨拶。

（閉会）